

任意継続被保険者の資格取得にあたって

◎注意事項など記載しておりますので
必ず御一読ください。

任意継続被保険者の資格取得申請処理は、初回の保険料を
入金していただいて完了となります。

納付期限までに入金を確認できない場合は、資格の取り消
しになりますのでご注意ください。

封筒には、下記の書類が入っておりますのでご確認ください。

1. 保険証カード（健康保険被保険者証）
2. 保険料の納付告知書（初回分）
3. 任意継続被保険者の資格取得にあたって（本誌）
4. 任意継続被保険者 資格取得確認通知書
5. 資格取得証明書（被扶養者がおられる方のみ）

〒253-8543 茅ヶ崎市萩園 2500 番地
アルバック健康保険組合

TEL 0467-89-2228

FAX 0467-58-5054

ホームページアドレス

<http://www.ulvac-kenpo.or.jp/>

メールアドレス

ulvac-k@dp.u-netsurf.ne.jp

◎こんなときはご連絡を！

下記のようなときは、手続きがございますので、当健康保険組合までご連絡ください。

保険証を紛失・破損したとき ※発行手数料として1枚につき1,000円かかります。	直ちに
被保険者が就職したとき	5日以内
被保険者が死亡したとき	
被扶養者に異動（就職・結婚・退職など）があったとき	
被保険者や被扶養者の氏名に変更があったとき	
被保険者の住所や電話番号が変更になったとき	
登録されている口座や口座名義を変更されたとき	速やかに
保険料の振り込みを忘れたとき	
振込期間内に保険料の振り込みができないとき	

〒253-8543 茅ヶ崎市萩園 2500 番地

アルバック健康保険組合

TEL 0467-89-2228 FAX 0467-58-5054

ホームページアドレス <http://www.ulvac-kenpo.or.jp/>

メールアドレス ulvac-k@dp.u-netsurf.ne.jp

任意継続被保険者制度について

任意継続被保険者制度とは、退職の日までに2ヶ月以上被保険者の資格があった場合、希望すれば退職した後も引き続き任意継続被保険者として、在職時の健康保険組合に加入することができる制度です。この制度は、退職等により資格を喪失した後、他の適用事業所に使用されて再び被保険者となるまでの一定期間中に病気やケガによる生活上の不安に陥ることのないように設けられた制度です。

任意継続被保険者の期間

任意継続被保険者の期間は最長2年間（保険証真ん中に記載されている有効期限まで）です。ただし、後述の資格喪失事項に該当した場合は、そのときまでとなります。（「任意継続被保険者の資格喪失」の項目参照）

任意継続被保険者の保険証について

任意継続被保険者に交付される保険証の番号は、在職時とは異なっていますので、医療機関で受診する際には、必ず窓口で保険証を提示してください。

なお、資格喪失となった際は、保険証（被扶養者がいればその方の保険証も合わせて）を当健康保険組合宛にご返納いただくようになります。

※紛失などにより保険証をご返納いただけない場合は、「紛失届」を提出していただきます。

任意継続被保険者の保険料

1. 報酬月額と保険料の額

任意継続被保険者の標準報酬月額、退職された時の標準報酬月額もしくは、当組合の全被保険者の平均標準報酬月額（現在 440 千円）のいずれか低い方の月額が適用されます。この月額に保険料率を乗じた額が月々納付していただく保険料となります。また、前納（後述）の場合は、若干ですが割引きがございます。

例) 標準報酬月額が 440 千円の場合

標準報酬月額	保険料率	保険料額
440,000 円	$\frac{80}{1,000}$	= 35,200 円

※介護保険に該当する方（40 歳以上 65 歳未満の方）は、保険料率の 97 が 100 になります。

※標準報酬月額

健康保険では、被保険者の収入に応じて保険料が決められますが、実際には収入に応じた段階的な標準額を定め、これにより保険料を計算しています。この標準額を標準報酬月額といいます。

Q1 : 退職した月の保険料と任意継続被保険者の保険料の保険料が重複して請求されているように思うのですが？

A1 : 在職中の保険料は、1 ヶ月遅れで給与から引かれていました。ところが、任意継続被保険者になると、保険料は当月に納付していただくようになります。そのため保険料の請求が重複しているように思えますが、実際には重複して請求はしていません。

どうしてもご心配な方は、勤務していた事業所の健康保険事務担当者の方にお尋ねください。

2. 保険料の納付方法と納付期限

保険料の納付は、ご本人宛にお送りする「納入告知書」をご確認のうえ、指定の金融機関口座へ納付していただきます。

なお、口座からの引き落としは行っておりませんのでご注意ください。

「納入告知書」には保険料の納付額及び納付期限などが記載されています。

納付方法と納付期限

①毎月納付

毎月月初めに、「納入告知書」を送付します。納付期間は、その月の1日から10日まで（10日が土日・祭日に当たるときは、その翌日まで）ですので、納付期限までに必ず納付ください。

ただし、資格取得した月の保険料は、健保組合が指定した日までに納付することになります。

②前納による納付

保険料の前納制度を利用して、保険料を事前に一括して納付すると、毎月納付の手間が省けるほか、納め忘れの防止になります。また、保険料が割引【年4%（複利現価法による）】になります。

【前納できる期間】

6ヵ月間または12ヵ月間の単位となり、これ以外の期間を任意に選んで前納することはできません。

1. 6ヵ月分の前納（半期前納）

（ア）4ヵ月分から9ヵ月分まで（但し、3月末までに納付頂くことが条件です）

（イ）10ヵ月分から翌年3ヵ月分まで（但し、9月末までに納付頂くことが条件です）

2. 12 か月分の前納（通期前納）

4 月分から翌年 3 月分まで（但し、3 月末までに納付頂くことが条件です）

年度の途中で任意継続被保険者となった方は、資格を取得した日の属する月の翌月分から 9 月分又は 3 月分までを前納することができます。（取得月は対象外）ただし、前納する保険料は、前納にかかる期間の初月の前月末日までに納付しなければなりません（健康保険法施行規則第 139 条）。これにより資格を取得した日または申出日によって、翌月分から前納できないことがあります。

【例】 5 月 30 日退職、5 月 31 日任継被保険者取得、申出日が 6 月 3 日の場合
取得月（5 月分）から 9 月分までは単月納付となります。その後、前納を希望される場合は、下記の通り 9 月末日までに納付頂くこととなります。

5 月分 単月

6 月分 単月

7 月分 単月

8 月分 単月

9 月分 単月

10 月分～翌年 3 月分 前納可能

※9 月末日（末日が休日等に当たる場合は、翌営業日）までに納付。

前納を希望されますと、前納保険料の納付額が記載された「納入告知書」を送付します。前納保険料の納付期限は、前納期間の前月末日まで（前月末日が土日・祭日に当たるときは、その前日まで）ですので、納付期限までに必ずご納付ください。

なお、資格取得した月の保険料は、前納の対象になりません。翌月以降の期間が対象になります。また、任意継続期間満了の時は、その時までの期間（次頁「Q 2」を参照）が対象となります。

3. 納付先

指定の金融機関口座へ納付となります。なお、指定口座は納入告知書の納付先欄にも記載されております。

◎ みずほ銀行 茅ヶ崎支店 (普通) 1686995

※ 指定口座へ納付期限までに入金されるようお願い致します！！

Q2：保険料を納める最後の月はいつ？

A2： 保険証に表示されている有効期限日によって変わります。

有効期限が月の末日の場合はその月まで、有効期限が月の途中の場合は、その月の前月分までです。

例) 有効期限が「3月31日迄有効」の場合は、3月分まで。

有効期限が「3月30日迄有効」の場合は、2月分まで。

Q3：収入が減ったので2年目以降の保険料は、低額になるのでしょうか？

A3： 任意継続被保険者の保険料は、国民健康保険とは違い退職時の報酬月額が基本となります。そのため、基本的には2年目以降も金額は変わりません。ただし保険料率や平均標準報酬月額が改訂になった場合は変更されることがあります。

任意継続被保険者の資格喪失

次の事項に該当された場合は資格を喪失することになります。
保険証は、当該喪失日より5日以内に返付願います。被扶養者の資格も被保険者に準じて喪失となります。

- | | |
|----------------------------|--------|
| (1) 保険証に記載されている有効期限が過ぎたとき | (翌日喪失) |
| (2) 被保険者が死亡したとき | (〃) |
| (3) 保険料を納付期日までに納付しないとき | (〃) |
| (4) 再就職先で被保険者の資格を取得したとき | (当日喪失) |
| (5) 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したとき | (当日喪失) |

[健康保険法第38条]

- (6) 資格喪失を申し出たとき

(申出が受理された日の属する月の翌月1日喪失)

上記(1)に該当する方には「資格喪失証明書」を、上記(5)に該当する方には「後期高齢者該当のお知らせ」と文書をそれぞれお送りします。上記(2)(3)(4)(6)に該当する方は、手続きをしますので**当健康保険組合にご連絡をお願いします。** TEL0467-89-2228

Q4：任意継続被保険者が資格期間を満了したらどうするの？

A4： 期間を満了した後は、住まわれている市町村の国民健康保険に加入されるのが一般的です。ご連絡を頂かなくとも資格喪失証明書を事前にご自宅に送付致します。資格喪失証明書等をお持ちになり国民健康保険の加入手続きをなさってください。

詳しくは、各市町村の国民健康保険の窓口でお尋ねください。

介護保険に該当する方について

介護保険は、加齢に伴って身体の機能が衰え、日常生活に支障が生じた方に、介護サービスを支給する制度です。

1. 第2号被保険者

介護保険の第2号被保険者とは、40歳以上65歳未満の方をいいます。そして健康保険の被保険者本人については、介護保険の資格を取得すると同時に、介護保険料を支払う義務を負うこととなります（当組合の介護保険料率17/1000）。

要介護認定が必要になった際は、申請を必要とする方が在住する各市町村の介護保険相談窓口へご連絡し、介護保険被保険者証の交付を受けていただくこととなります。

（年齢計算について）

介護保険では、満40歳に達したときに第2号被保険者となり、満65歳に達したとき第2号被保険者の資格を喪失し、第1号被保険者となります。この「満40歳に達したとき」及び「満65歳に達したとき」とは、法律上「誕生日の前日」を意味します。ですから、第2号被保険者は40歳以上の誕生日の前日が属する月から介護保険料を負担することとなります。

2. 介護保険の第2号被保険者に該当しない場合（該当除外）

（1） 市区町村の区域内に住所を有しないもの

海外在住により国内に住民票を有していないなど

（2） 以下の施設に入所又は入院しているもの

- A 身体障害者療護施設（身体障害者福祉法第30条）
- B 重症心身障害児施設（児童福祉法第43条の4）
- C 児童福祉法第27条第2項の厚生労働大臣が指定する医療機関
（当該指定に係る治療等を行う病床に限る）
- D 心身障害者福祉協会法第17条第1項第1号に規定する福祉施設
- E ハンセン病療養所
- F 生活保護法第38条第1項第1号に規定する救護施設

もし該当除外になる場合は、健康保険組合までご連絡をお願い致します。

保険料の納付（振り込み）等についての注意事項

◎保険料は、口座からの引き落としは行っておりません

保険料はご自身の責任において納付することになっております。「納入告知書」が届きましたら、内容をご確認のうえ、最寄りの金融機関で納付をお願いします。

金融機関での納付は、備え付けの振込依頼書にご記入（書き換えて）いただき、窓口で手続きされるか、または、ATMをご利用ください。

お振り込みにかかる手数料は、被保険者本人のご負担となります。

◎任意継続の申請時に「前納」を希望された方

任意継続の申請時に保険料の「前納」を希望された方の納入告知書には、初回分の保険料額と前納保険料額の2つの納付額が記載されています。納付額をご確認のうえ、日付が早い方の納付期限までであれば、合計金額で振込可能です。

◎「納入告知書」が送られてこない場合

お手数ですが納付期間内に健康保険組合にご連絡ください。 TEL0467-89-2228

◎保険料の振り込み金額に過不足があった場合

お振り込みされた金額が保険料の額に満たない場合は、資格喪失になることがあります。

また、お振り込みされた金額が保険料の額を超えている場合、その超過した金額は、任意継続申請の際にご登録いただいた口座に返金いたします。

◎納付期間より前にお振込みがあった場合は返金いたします

月々の保険料納付期間は、当月1～10日です。この期間より前のお振り込みは、前納による保険料納付でない限り、お取り扱いできませんので返金いたします。

◎保険料を納付期限までに納付しないと資格喪失になります。

保険料の未納は、正当な理由がない限り資格喪失になります。また、納付期限を経過して入金された場合も、同様に資格喪失となります。（「任意継続被保険者の資格喪失」項目参照）

※正当な理由とは、天災地変、交通・通信関係のストライキ等のような場合です。

◎「保険料納付証明書」について

お振り込みされた保険料に対して領収書の発行は行っておりません。確定申告等をされる際に必要な「保険料納付証明書」は、毎年12月中旬にご発送致します。

その時期以外に必要な方はご連絡をお願い致します。 TEL 0467-89-2228